

令和3年11月定例総会 (令和3年11月30日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和3年11月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月30日(火) 午後3時30分～4時20分

2. 開催場所 豊栄地区公民館 大講堂

3. 出席委員 (17人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	6番	坂井 祐一
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	8番	小林 浩
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (2人)

委員	5番	佐藤 作栄
委員	9番	此村 和也

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第39号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第38号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 5	部会報告 農政振興部会報告
第 6	報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について
	農地法第5条転用届出に関する受理について
	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ

いて

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に
ついて

6. 出席事務局職員

事務局 長

次 長

農地係 長

佐久間 清

島 貫 徹

浅 香 範 人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和3年11月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、農地利用最適化推進委員さんからも多数出席いただいております。なお、5番 佐藤 作栄委員、9番 此村和也委員が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いいたします。</p> <p>午後3時30分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。また、本日は、新潟県農業会議 事務局次長兼業務推進部長の谷川さんが総会視察のため同席しております。</p> <p>次に、令和3年10月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、15番 田村 良雄委員、16番 松田 勝己委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 追加議案第39号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、を議題といたします。</p> <p>議案第39号及び第37号については、11月25日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長及び農地部会長職務代理から審議の内容について報告を求めます。なお、議事参与の関係で2回に分けて審議します。</p> <p>最初に、議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についての案件のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号4番について審議します。つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、15番 田村 良雄委員の退席を求めます。</p>

<p>議 長</p> <p>農地部会長職務代理</p> <p>議 長</p> <p>齋藤委員</p> <p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">（ 議事参与委員 退席 ）</p> <p>それでは、農地部会長職務代理から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>農地部会での審議内容について報告します。 議案第37号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議事参与の制限に該当する案件について報告します。 議事参与の制限に該当する案件番号は、議案書の4番になります。</p> <p>番号 4 番 所在地 北区濁川 以下記載のとおり 譲受人 北区濁川 農事組合法人 濁川生産組合 譲渡人 北区濁川 以下記載のとおり 地目及び面積 畑 2 筆 799平方メートルのうち、239平方メートル 農地区分 農用地 契約内容 賃借権設定 転用内容及び土地利用面積 作業所、駐車場 239平方メートル</p> <p>転用者の代理人から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は申請地の隣で農事組合法人を立ち上げ、農業を営んでいますが、従業員用の更衣室と休憩所、農作業用の車両を止める場所が足りなくなり、賃借で借りて転用することになったとのことです。</p> <p>委員から、現在更衣室やトイレはどれくらいあるのかとの質問に、トイレは室内に1つ、外に1つあり、男女共用である。また、加工所の2階にシャワー室と更衣室があるとのことでした。</p> <p>申請地は農用地ですが、農業用施設用地に用途変更を行い、農業用施設の転用であるため許可できるものです。 なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>13番、齋藤です。</p> <p>13番、齋藤委員。</p>
---	---

齋藤委員	<p>799平方メートルのうちの239平方メートルとのことですが、貸し借りの境目には目印とするロープを張るなどの仕切りがあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の場所で境目の目印をすることは聞いておりません。</p>
議長	<p>ほかに、何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長職務代理報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についての案件のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号4番については、農地部会長職務代理報告のとおり可決されました。</p> <p>(議事参与委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、議案第39号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について及び、議案37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についての案件のうち、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について、議事参与の制限をする案件を除く案件を報告します。</p> <p>まず、追加議案第39号農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は2件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番 所在地 北区松潟 以下記載のとおり 譲受人 北区新崎2丁目 株式会社 ユニファーム伊藤</p>

譲渡人 北区松潟 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 102平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 60万円
通作距離 1.5キロメートル
譲受人の農業従事者数 3人
地域区分 農用地区域

譲受人は規模拡大のため、売買で取得するものです。なお、申請地の周辺の2筆の1,813平方メートルについて、今月の基盤強化促進法で売買の申請が提出されております。

番号2番

所在地 北区新崎1丁目 以下記載のとおり
譲受人 北区新崎2丁目 株式会社 ユニファーム伊藤
譲渡人 北区新崎2丁目 以下記載のとおり
地目及び面積 田4筆 3,337平方メートル
畑5筆 5,235平方メートル
計9筆 8,572平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 833万8千円
通作距離 0.5キロメートル
譲受人の農業従事者数 3人
地域区分 市街化区域及び農用地区域

申請地は法人の代表者の親の農地で、規模拡大を考えている法人との間で売買することで話がまとまったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第37号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議事参与案件を除いた3件を説明します。
議案書1ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区内島見 以下記載のとおり
転用者 北区新崎1丁目 以下記載のとおり
所有者 北早通南5丁目 以下記載のとおり

地目及び面積 畑2筆 543平方メートル

農地区分 第2種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

個人住宅及びカーポート建築敷地 543平方メートル

転用者は現在、アパートに住んでいますが、手狭になり、住宅建築を計画しました。申請地は職場への通勤の便がよいため、売買で購入し、個人住宅を建築することになったものです。

申請地は小集団の農地であり、第2種農地に該当します。申請者は、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

番号2

所在地 北区内島見 以下記載のとおり

転用者 東区栗山4丁目 以下記載のとおり

所有者 北区内島見 以下記載のとおり

地目及び面積 畑4筆 1, 236平方メートル

農地区分 第2種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

農機具置場敷地 1, 236平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は中古の農機具を買い取りし、販売していますが、最近、農機具の買取依頼が増え、現在の敷地では足りなくなったため、申請地を売買で取得し、農機具置場として使用することで話がまとまったとのことでした。

委員から、申請地にはどれくらいの台数が置けるのかとの質問に、農機具の大きさによって変わるが、大体50台から100台は置けると思うとのことでした。また、申請地の隣には住宅がある。近隣に迷惑をかけないようにしてほしいとの指導がありました。

転用地は小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。申請者は、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

番号3

所在地 北区太田 以下記載のとおり

転用者 北区太田 以下記載のとおり

所有者 北区葛塚 以下記載のとおり

	<p>地目及び面積 田1筆 1, 987平方メートルのうち、 1, 370平方メートル 畑1筆 417平方メートル 計2筆 2, 404平方メートルのうち 1, 787平方メートル</p> <p>農地区分 農用地 契約内容 使用貸借権設定 転用内容及び土地利用面積 農業用鉄骨ハウス等建築敷地 1, 787平方メートル</p> <p>転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は農業を営んでいますが、規模拡大したため、農作業所、農機具置場が手狭になりました。また、今の乾燥機場が住宅地に近く、騒音やごみの排出で迷惑をかけるため、父の所有地に使用貸借権を設定し、農業用鉄骨ハウス等を建築し、農作業所として使用することで話がまとまったとのことでした。</p> <p>委員から、鉄骨ハウスはどのように使うのとの質問に、春は育苗プールとして使い、秋は乾燥施設として使う予定であるとのことでした。</p> <p>申請地は農用地ですが、農業用施設用地に用途変更を行い、農業用施設の転用であるため許可できるものです。 なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第39号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について及び、議案37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についての案件のうち、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p>
議 長	
議 長	
議 長	

<p>議 長</p> <p>農政振興部会長 職務代理</p>	<p>続きまして、日程第4 議案第38号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。</p> <p>議案第38号については、11月22日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長及び農政振興部会長職務代理から審議の内容について報告を求めます。なお、議事参与の関係で2回に分けて審議いたします。</p> <p>最初に、新潟市農用地利用集積計画の決定のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、9ページの利用権設定 更新のうち、29番の1件、16ページの所有権移転 売買のうち、6番の1件、18ページの利用権移転のうち、3番の1件、21ページの農地中間管理権設定 新規のうち、8番の1件、計4件について審議します。</p> <p>つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、3番 窪田 昇平委員、4番 伊藤 明委員、7番 武田 武盛委員、11番 若林 清廣委員、12番 曾我 護委員、15番 田村 良雄委員の退席を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員退席)</p> <p>それでは、農政振興部会長職務代理から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p> <p>議案第38号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件について、ご説明いたします。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件番号は、今ほど議長から説明のありましたとおり、議案書9ページ、利用権設定の更新29番、16ページ、所有権移転 売買の6番、18ページ、利用権移転の3番、21ページ、農地中間管理権設定の新規8番、計4件となります。</p> <p>利用権設定の申請案件について、ご説明をいたします。議案書9ページをご覧ください。譲渡人の貸付け理由は、規模縮小によるもので、譲受人の借受けの理由は、規模拡大によるものです。</p> <p>次に、所有権移転の申請案件について、ご説明をいたします。議案書16ページをご覧ください。番号6番売買です。譲渡人が規模縮小のため、譲受人に相談したところ売買することで話がまとまったものです。</p>
------------------------------------	--

	<p>次に、利用権移転の申請案件について、ご説明をいたします。議案書 18 ページをご覧ください。旧借受人が規模縮小等のため、新しい借受人に利用権を移転するものです。</p> <p>次に、農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明をいたします。議案書 21 ページをご覧ください。中間管理機構への貸し付けを行う契約内容となっています。今回は人・農地プランによるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うものとなっております。申請案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人 新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき農地中間管理権の設定を行うものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果原案の、とおりに決定することといたしました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。なお、質疑の際は、記載ページと案件番号を告げてからご発言願います。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農政振興部会長職務代理報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第 38 号 新潟市農用地利用集積計画の決定のうち、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、利用権設定 更新の 29 番、所有権移転 売買の 6 番、利用権移転の 3 番農地中間管理権設定新規の 8 番の計 4 件については、農政振興部会長職務代理報告</p>

<p>議 長</p>	<p>のとおり可決されました。</p> <p>(議事参与委員入室・着席)</p> <p>次に、議案第38号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。なお、利用権設定の集計などについては、合計の報告で願います。</p>
<p>農政振興部会長</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p> <p>議案第38号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、ご説明をいたします。</p> <p>本日の配布資料3ページの令和3年利用権促進事業権利別実績表をお開きください。</p> <p>①利用権設定は、契約期間3年・6年・10年の設定で64件、384,420平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は63件、382,417平方メートルです。②農地中間管理権設定は11件、57,055平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は10件、55,013平方メートルです。④所有権移転は10件、23,019平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は9件、21,110平方メートルです。⑤利用権移転は6件、10,661平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は5件、8,179平方メートルです。</p> <p>利用権設定の申請案件の説明をいたします。議案書は、2ページから14ページになります。新規の利用権設定は9件、利用権更新は54件の契約内容となっています。譲渡人の貸付理由は、離農及び規模縮小等によるものです。受人の借受理由は、規模拡大となっています。</p> <p>次に、議案書15ページから16ページをご覧ください。所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。</p> <p>番号1番 売買です。</p> <p>譲受人が規模拡大のため、譲渡人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。</p>

番号2番 売買です。
譲受人が規模拡大のため、譲渡人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号3番 売買です。
譲受人が規模拡大のため、譲渡人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号4番 売買です。
譲渡人が規模縮小のため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号5番 売買です。
譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号7番 売買です。
譲受人が規模拡大のため、賃借していた譲渡人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号8番 売買です。
譲受人が規模拡大のため、賃借していた譲渡人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

次に、議案書17ページをご覧ください。番号1番と2番の交換です。農地の利便性を図るため、両者で相談したところ交換することで話しがまとまったものです。

次に、利用権移転の申請案件についてご説明申し上げます。議案書18ページから19ページをご覧ください。各番号ともに、旧借受人が規模縮小等のため、新しい借受人に利用権を移転するものです。

次に、農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。議案書20ページから22ページをご覧ください。中間管理機構への貸付を行う10件の契約内容となっています。今回は人・農地プランによるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うものです。

申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基

	<p>づき、農地中間管理権の設定を行うものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	これより、質疑に入ります。何かございませんか。
松田委員	16番、松田です。
議 長	16番、松田委員。
松田委員	10ページの利用権設定更新の35番について、物納の83キログラムは半端な数字ですが理由が分かりません。
事務局	詳細は不明ですが、3筆全部の面積で何キロと合意されたものを10アールあたりに換算した結果、このような数値になったものと思われます。
議 長	ほかに、何かございませんか。
	(質問・意見なし)
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第38号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第5 部会報告 農政振興部会報告を議題とします。11月22日に、農政振興部会を開催し、審議を願ってお</p>

農政振興部会長	<p>りますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。 本日の配布資料3ページをお開きください。 先程ご審議いただきました、議案第38号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、利用権設定64件、農地中間管理権11件、所有権移転10件、利用権移転6件を審議しました。また、新潟市農用地利用配分計画（案）については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。 皆様のなお一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第6 報告事項を議題とします。 事務局から専決処分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>専決処分のご報告をいたします。 お手元の専決処分書 29～36ページをご覧ください。 最初に、農地法第4条転用届出に関する受理について、1件専決処分しました。 次に、農地法第5条転用届出に関する受理について、7件専決処分しました。 次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、26件専決処分しました。 次に、農地の転用事実に関する照会書について、2件専決処</p>

議 長	<p>分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、12件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和3年11月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午後4時20分</p>
-----	--

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議 長 首 藤 正 男

委 員 田 村 良 雄

委 員 松 田 勝 己